四　ロッテルダム事務所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	Mauritsweg 23, 3012 JR, Rotterdam, KINGDOM OF THE NETHERLANDS
変更後	Villa 7 le Barendrechtseweg 48 2992 XC, Barendrecht, KINGDOM OF THE NETHERLANDS

(二)　変更年月日　平成二十二年三月一日

○国土交通省告示第三百四十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年四月十三日　国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　ムンバイ事務所ビシャカパトナム出張所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
MUMBAI OFFICE VISAKHAPATNAM SUB-OFFICE（ムンバイ事務所ビシャカパトナム出張所）	Plot No. 103, Appadu's Harmone, Old P.M. Palem, Visakhapatnam 41 INDIA

(二)　新設する年月日　平成二十一年十二月十八日

二　クウェート事務所テヘラン出張所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
KUWAIT OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（クウェート事務所テヘラン出張所）	No. 237, Northern Iranshahr St., Karimkhan Zand Ave., Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

(二)　新設する年月日　平成二十一年十二月三十一日

三　ホーチミン事務所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	HAIPHONG OFFICE HO CHI MINH SUB-OFFICE（ハイフォン事務所ホーチミン出張所）
変更後	HO CHI MINH OFFICE（ホーチミン事務所）

(二)　変更年月日　平成二十二年一月一日

四　ホーチミン事務所ニャチャン出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	HAIPHONG OFFICE NHA TRANG SUB-OFFICE（ハイフォン事務所ニャチャン出張所）
変更後	HO CHI MINH OFFICE NHA TRANG SUB-OFFICE（ホーチミン事務所ニャチャン出張所）

(二)　変更年月日　平成二十二年一月一日

五　コタキナバル事務所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUALA LUMPUR OFFICE KOTA KINABALU SUB-OFFICE（クアラルンプール事務所コタキナバル出張所）
変更後	KOTA KINABALU OFFICE（コタキナバル事務所）

(二)　変更年月日　平成二十二年一月十一日

六　コタキナバル事務所ミリ出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUALA LUMPUR OFFICE MIRI SUB-OFFICE（クアラルンプール事務所ミリ出張所）
変更後	KOTA KINABALU OFFICE MIRI SUB-OFFICE（コタキナバル事務所ミリ出張所）

(二)　変更年月日　平成二十二年一月十一日

七　ウルサン事務所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	BUSAN OFFICE ULSAN SUB-OFFICE（釜山事務所ウルサン出張所）
変更後	ULSAN OFFICE（ウルサン事務所）

(二)　変更年月日　平成二十二年二月一日

八　ロッテルダム事務所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	Mauritsweg 23, 3012 JR, Rotterdam, KINGDOM OF THE NETHERLANDS
変更後	Villa 7 le Barendrechtseweg 48 2992 XC, Barendrecht, KINGDOM OF THE NETHERLANDS

(二)　変更年月日　平成二十二年三月一日

○国土交通省告示第三百五十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から確認、承認及び交付を行う事業所について、変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年四月十三日　国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本海事協会から確認、承認及び交付を行う事業所について変更の届出があった件

一　ムンバイ事務所ビシャカパトナム出張所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
MUMBAI OFFICE VISAKHAPATNAM SUB-OFFICE（ムンバイ事務所ビシャカパトナム出張所）	Plot No. 103, Appadu's Harmone, Old P.M. Palem, Visakhapatnam 41 INDIA

(二)　新設する年月日　平成二十一年十二月十八日